

## 神奈川県人事制度見直し検討会設置要綱

### (設置目的)

第1条 全ての職員が最大限能力を発揮できる神奈川県庁を目指し、有識者等から広く意見を聴取し、今後的人事制度全般に反映させるため、神奈川県人事制度見直し検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (意見を求める事項)

第2条 検討会は、人事制度全般の見直しに関して、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

### (設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

### (構成員)

第4条 検討会は、第1条設置目的に関連する学識経験を有する者等から選定した者5名程度をもって構成する。

2 検討会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、会議設置の日から令和9年3月31日までとする。

### (会長)

第5条 検討会に会長1人を置く。

2 会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、検討会における意見を取りまとめる。

4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

### (会議の開催)

第6条 検討会は、知事が必要に応じて開催する。

2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、総務局組織人材部人事課が行う。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。